「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

令和3年(ワ) 第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件 原告 山縣真矢 外7名

被告 国

## 証 拠 説 明 書 3 (甲 A 号証)

2022(令和4)年3月18日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

## 原告ら訴訟代理人

弁護士上杉祟子同寺原真希子ほか

号証	標	1	作成	作成者	立 証 趣 旨
(甲)	(原本・写しの	(原本・写しの別)		TFIX.但	77. 凯C 场 目
甲 A167	書籍『1945	写し	2016.6.30	ベアテ・シ	GHQ民生局のベアテ・シロタ・ゴード
Ø 2	年のクリスマ			ロタ・ゴー	ンの起草によるいわゆるシロタ草案1
	ス』(抄本)			ドン(構	8条の規定内容。憲法24条1項の「両
				成・文=平	性の合意のみに基いて」との規定に対
				岡磨紀子)	応する部分が、シロタ草案では、「親の
					強制ではなく相互の合意に基づき」と
					されていたこと。(184頁~185
					頁)

甲A192	『最高裁判所	写し	2018.6.1	加本牧子	再婚禁止期間違憲判決の調査官解説が
	判例解説民事				「婚姻をするについての自由」につい
	篇平成27年				て、「意思決定の自由という事柄の性質
	度(下)』(抄本				に照らし、その背後には憲法13条が
	)				基盤とする国民の自由・幸福追求の権
					利があると観念することができるよう
					に思われる」と整理していること(66
					9頁)。
甲A193	書籍『立憲主義	写し	2017.3.30	高橋和之	憲法の各条項は、個人の尊厳を出発点
	と日本国憲法				として、ひとりひとりが「個人として尊
	〔第4版〕』(抄				重」(憲法13条前段) されるために不
	本)				可欠と判断されたが故に、法律でも破
					れない権利・規範として憲法に規定さ
					れていること(144頁)。
甲 A194	書籍『ブリッジ	写し	2002.12.10	横田耕一・	憲法の解釈は、単に憲法上の文言の辞
	ブック憲法』			高見勝利	書的意味を明らかにすればよいという
	(抄本)			編	ものではなく、当該条項が個人の尊厳
					の原理といかなる関係に立ち、人が個
					人として尊重されるためになぜ憲法上
					の権利とされるに至ったのかを十分に
					ふまえる必要があり、条項中の文言が
					持つ意味も、憲法がその条項に全体と
					して何を託し、その文言はその中でど
					のような役割を託されているのかをふ
					まえて解釈する必要があること (10

					4頁)。
甲 A195	意見書『憲法理	写し	2022.2.1	渋谷秀樹	・憲法解釈の方法として、非原意主義
	論からみた同				(裁判所が憲法解釈を行うに際して
	性婚の考察』				は、憲法の条文、制憲者の意思、憲法の
					構造を超越して基本理念の実現を図る
					ことが正当化されるとする立場) が有
					力と評されていること。また、その理由
					として、基本理念に照らして、憲法の条
					文を解釈し、その解釈に抵触する法律
					の条項にも解釈または立法によって修
					正を施していくのが、合理的で正義に
					かなった結論を導き出すことができる
					ことが挙げられていること (6頁)。
					・異性婚のみを法的に認める日本の民
					法および戸籍法の婚姻をめぐる諸条項
					は、その内容を肯定し支える立法事実
					が失われた以上、今やその合理性を支
					える基盤を失い、同性婚の保障は日本
					においても義務付けられる時期が訪れ
					ていること (13頁)。
					・渋谷教授は、従前、「同性間の婚姻が
					異性間の婚姻と同程度に保障されると
					解することは憲法の文言上困難であ
					る」としていたが、本意見書をもって上
					記見解の誤りを確認し、次回改訂では、

					上記記載を「憲法は同性間の婚姻にも
					異性間の婚姻と同程度に保障を与えて
					いる」と改める予定であること (15
					頁)。
					・渋谷教授が従前「同性間の婚姻が異性
					間の婚姻と同程度に保障されると解す
					ることは憲法の文言上困難である」と
					の記述を行っていた(『憲法』〔第3版〕
					463頁・乙13)のは、「異性間の関
					係だけが法的保護に値し同性間の関係
					は保護に値しない劣ったものとする社
					会通念を科学の面から支えていた精神
					医学と心理学において・・・・・知見の変
					更があったことを不覚にも知ら」なか
					ったことを理由とすること(15頁)。
甲 A196	『憲法〔第六	写し	2015.3.5	芦部信喜•	憲法の人権規定は、人間の尊厳に由来
	版〕』(抄本)			高橋和之	するものであって、人権が、人が人であ
					るという理由のみで認められるもので
					あること (80頁)。
甲 A197	演習憲法<法	写し	1982.11.10	芦部信喜	20世紀に入ってからとくに送り手と
	学教室選書>				受け手の分離が顕著になり、受け手の
					立場から言論・表現の自由の概念を再
					構成する必要が大きくなったことなど
					から、知る権利概念の登場が促された
					こと (113頁)。
甲 A197		写し	1982.11.10	芦部信喜	20世紀に入ってからとくに送り手と 受け手の分離が顕著になり、受け手の 立場から言論・表現の自由の概念を再 構成する必要が大きくなったことなど から、知る権利概念の登場が促された

甲 A198	第193回国	写し	2017.1.30	参議院予	政府答弁において、憲法24条1項の
	会参議院予算			算委員会	「婚姻は、両性の合意のみに基いて」と
	委員会会議録				の規定の趣旨について、明治憲法下で
	第1号(抄本)				は婚姻する本人の意思ではなく家長等
					の意思決定に基いて婚姻が成立すると
					いう制約があったものを取り外すため
					に、敢えて「両性の合意のみ」と明記し
					たものであると考えられる旨が述べら
					れていること (9頁)。
甲 A199	書籍『注釈日本	写し	2017.1.30	長谷部恭	・憲法制定会議の審議において、法律
	国憲法(2)』(抄			男編 (川岸	上同性の者どうしの婚姻を禁止すべき
	本)			令和執筆	かが議論されることはなく、主に伝統
				部分)	的な家族制度が維持されることになる
					のかが論点となったこと (498
					頁)。
					・同書は、「個人の尊厳を重視した婚
					姻の自由の観点からは同性婚の否定は
					望ましいことではないであろう。」と
					述べており (509~510頁)、同
					性婚が憲法上保障されることが望まし
					いとの立場を示していること。
甲 A200	『概説憲法コ	写し	2018.6.20	辻村みよ	・現行憲法24条が、シロタ原案18
	ンメンタール』			子•山元一	条→GHQ草案23条→日本政府案2
				編 (糖塚康	2条をたどり、現行の規定になったこ
				江執筆部	と (153頁~154頁)。

				分)	
甲 A201	書籍『新・コン	写し	2019.6.25	木下智史	同上
	メンタール憲			ほか(木下	
	法(第2版)』			智史執筆	
	(抄本)			部分)	
甲 A202	「私の考える	写し	2021.5.3	株式会社	憲法学者辻村みよ子東北大名誉教授
	憲法 国会才			日本経済	が、日経新聞のインタビューに答え
	ンライン化は			新聞社	て、同性婚に関し、憲法24条1項の
	可能 東北大				「『両性』は男女の夫妻に限らないと
	名誉教授 辻				いうのが今では多数説となっている」
	村みよ子氏」と				と述べていること。
	題する記事				
甲 A203	書籍『憲法を読	写し	2021.5.31	渋谷秀樹	渋谷秀樹立教大学名誉教授が、その著
	み解く』(抄本)				書において憲法24条1項に関し、
					「真摯な意思をもって」共同生活を営
					もうとする同性カップルが現に存在
					し、それを多数派が否定するのは個人
					の尊重に反するとの見解を表明してい
					ること (70頁)。
甲 A204	長谷部恭男=	写し	2015	長谷部恭	・長谷部恭男教授は、憲法24条と
	木村草太「〔座			男ほか	(法律上の) 同性間の婚姻との関係に
	談会〕憲法を使				ついて「強い意見を持っていません」
	いこなす」La				と述べており、上記記述をもって「現
	w and				時点で、憲法が同性婚を異性婚と同程
	practi				度に保障しなければならないと命じて

	се9号(20				いるわけではないとの理解が大方」で
	15年)				あることを基礎付けることはできない
					こと (19頁)。
					・長谷部恭男教授が同性どうしの親密
					な関係に対して憲法上の保護が及ぶべ
					きことを示唆している事実(19
					頁)。
甲 A205	書籍『日本国憲	写し	1994.6.10	佐藤達夫	GHQ草案に基づく「3月2日案」の
	法成立史第三			(佐藤功	起草及びGHQ側との折衝に携わった
	巻』(抄本)			補訂)	佐藤達夫により、GHQ草案23条の
					「婚姻ハ両親ノ強要ノ代リニ相互同意
					ノ上ニ基礎ツケラレ」という点が「3
					月2日案」37条で「婚姻ハ男女相互
					ノ合意ニ基キテノミ」と改められたこ
					とについて、「表現を改め〔た〕」もの
					であると説明されていること等(12
					2頁)。
甲 A206	書籍『逐条日本	写し	1962.7.30	清水伸編	口語化憲法改正草案22条で「両性の
	国憲法審議録』				合意に基いてのみ」とされていた点
	(抄本)				が、帝国憲法改正案22条で「両性の
					合意にのみ基いて」とされ、「のみ」
					の位置が修正されたことについて、議
					会審議において、戸主や親権者の同意
					を要するという制限を排して両性の合
					意により婚姻を成立させようとする趣

【有償配布 や Web(ホームページ, フ	ブログ, facebook 等)へのアップロード	・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】		

		旨を変更するものではないとの説明が
		なされていること (481頁)。